

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 43 号

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成 25 年函館市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 3 号中「第 18 条第 3 項に規定する」を「第 18 条  
第 4 項の規定による」に改め、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項の」の後  
ろに「規定による」を加え、同項第 5 号中「第 34 条第 2 項の」を「第  
34 条第 3 項の規定による」に改め、「同条第 3 項の」を削る。

第 12 条第 4 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 13 条第 3 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他  
これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる  
物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その  
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ  
って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 36 条  
第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 28 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当  
たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努め  
なければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相

談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の後ろに「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第1項中「，交付」および「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定および第36条第1項の改正規定（「，交付」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

### (重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第29条第3項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

### (提案理由)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームの運営の基準等に関する規定を整備するため